



公益財団法人 日本生態系協会（長南町/千葉県）

地域特性

千葉県長南町は東京都心から車で1時間半、低い丘陵に囲まれています。対象地は土砂採掘跡地であり、採掘に際し森林伐採され裸地化した後に長年放棄され、荒廃していました。対象地の周辺は森林であり、フクロウや渡り鳥のサシバが営巣し、小川にはゲンジボタルが生息しています。

きっかけ

日本生態系協会では、ナショナルトラスト活動を展開しており、日本各地で寄付や購入によって水源の森や希少な生き物の生息・生育地等の自然地の確保を進めています。しかし、それによって現存する豊かな自然地を確保して自然保護を進めることはできますが、自然が失われてしまった土地については対応ができません。そのため、さらなる自然保護と同時に自然再生を進めていく必要性を感じていました。

何を目指したか

50年以上かけて周辺の森林と連続した自然を再生することを目指しました。

何をやったか<地目変更や自然に返す>

日本生態系協会は、都心近郊に立地し、個人の土地所有者から売却希望のあった土砂採掘跡地と周辺の森林計3万7,000㎡を取得し、「森の墓苑」を開苑しました。周辺の森林由来の苗木を墓石の代わりに植えていき、自然を再生するとともに、周辺の森林でナショナルトラスト活動を実施する構想です。日本生態系協会は墓地の販売収入を活用し、土地の取得、植樹及び植樹後の維持管理等を行っています。

主な課題

<人（主体）>

墓苑ができることについて周辺住民の理解を得ることが課題でした。
→解決策は後述

<仕組み>

裸地化後に放棄され荒廃した土砂採掘跡地で自然再生をするためには多大な時間と費用がかかり、長期的な資金計画が必要でした。
→解決策は後述



森の墓苑整備前の土砂採掘跡地
(日本生態系協会より提供)



●期待される効果

国土管理	・未利用地（土砂採掘跡地）を有効活用
自然共生	・放棄され荒廃した土砂採掘跡地の自然を再生し、周辺の森林と一体的に保全
防災・減災	・森林の洪水緩和機能を発揮
地域づくり	・維持管理に地域住民が有償で協力

関連予算

墓の販売収入、自主財源（日本生態系協会）

問い合わせ先

公益財団法人 日本生態系協会（03-5951-0244）

●取組のステップ

平成25年
行政への許可申請
住民説明や

平成25年から墓地の開設について周辺の住民を訪問して理解を求めました。墓地であるため反対意見も予想されましたが、自然葬で森林の保全と再生が目的であることなどを説明し、住民の理解を得ることができました。

住民説明と並行して千葉県、長南町との相談を進め、平成26年に千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例に基づく小規模林地開発行為の届出をするとともに、平成27年に長南町墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく長南町からの墓地経営許可を受けました。



墓地区画の全景（日本生態系協会より）

平成28年
森の墓苑開設

平成28年には、約9,600㎡の敷地に森の墓苑が開苑しました。森の墓苑では、周辺の森林由来の苗木を墓石の代わりに植樹していきます。50年かけて自然に戻していきます。購入者は墓地の継承者や埋葬後の管理費を必要とせず、協会が原則30年間管理します。契約期間の終了後は自然保全区画として守り続け、再度販売はしません。



現地説明会の様子（森の墓苑HPより）

また、森の墓苑では森づくりの場として企業や個人を対象に植樹草会や自然観察会を実施しています。



植樹草会の様子（森の墓苑運用SNSより）

協会によると、都心部の墓地不足に加えて、自然回帰志向の高まりや、未婚率の上昇による永代供養の需要増加から、自然葬の需要が今後益々高まることが予想されます。協会としてもいずれ次の森の墓苑を開設し、自然再生を進めていきたいと考えています。

今後の展望

●得られた知見（課題と対応詳細）

<人（主体）>
□周辺住民の理解
 墓苑の開苑には、周辺住民の理解を得ることが必要でした。そのため、墓苑が立地する市野々集落全体に対して説明を行っていきました。
 墓地であるため反対も予想されましたが、自然葬であること、森林に戻す取組であること、面積を広げないことを説明し、理解を得ることができました。

<仕組み>
□自然再生にかかる費用の確保
 開発された土地を自然に戻すためには多大な時間と費用がかかり、長期的な経営計画が必要でした。
 個人墓1,400区画を広さや眺めに応じて1区画65～200万円、合葬墓4区画を1名30～40万で売り出し、50年間墓苑を運営し自然再生するための費用を拠出できる資金計画を立てました。

<人（主体）>
□墓地の経営や管理への支援
 森の墓苑では（公財）日本生態系協会が経営を担っており、他の樹木葬経営者や行政の助言を受けるとともに、顧客との契約については弁護士の協力を得ています。
 なお、「墓地経営・管理の指針について」（平成12年12月6日付け厚生省生活衛生局長通知）により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られる」とされています。
 その他、草刈り作業、倒木撤去や竹林の伐採は地元農家や林業家の方々に協力をお願いし、有償で協力を得ています。

●仕組みや体制

